

出席委員 原委員長 高橋副委員長 大浦委員 脇坂委員 青山委員 角川委員
竹原委員 尾崎委員 岩城委員 古沢委員 浦田委員 開田委員 中
川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 網
谷産業民生部長 岩城建設部長 藤田産業民生部理事
上田教育委員会事務局長 澤口建設部参事 石川市民課
長 石川福祉介護課長 長崎商工水産課長 長瀬上下水
道課長 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午後1時30分開会

原委員長 前日に引き続き、令和3年3月定例会予算特別委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

ただいまから予算特別委員会を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、付託案件、議案第2号 令和3年度滑川市国民健康保険事業特別会計予算の審査に入ります。

なお、付託されました予算案につきましては、全体委員会で説明を受けております。よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

（特になし）

原委員長 ないようでございます。

これより質疑に入ります。

滑川市国民健康保険事業特別会計予算について質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

古沢委員 最初に確認させてください。説明のときに聞いていたかもしれないのですが、予算書の173ページのところで、財政調整基金の積立金は科目設定になっていると思う

んですが、これは令和3年度ですけれども、令和2年度末の残高見込みを確認したいと思います。

石川市民課長 それではお答えいたします。

令和2年度での台帳の残高につきましては、2億3,588万6,000円となる見込みでございます。

古沢委員 去年から見るとちょっと増える、微増というところかな。たしか去年は2億1,700万円ぐらいの見込みと聞いていたような気がするので、ちょっと増えると。

石川市民課長 財政調整基金の積立につきましては、令和元年度の決算に基づきまして2年度に繰り越しました金額が若干ございますので、その部分が増える見込みでございます。なおかつ、元年度中に取り崩しておりませんので、繰り越した部分が増えるということでございます。

古沢委員 今、仕組みが変わって、うちで集める国民健康保険税のほとんどを県へ納めて、県から医療給付費としてもらうというスタイルになって、市としての主体性がなかなか発揮しにくくなっているという印象を持っています。県からの給付費もそうなんですけれども、支出のほうも、例えば167ページ、保険給付費の一般被保険者の療養給付費、これが一番大きな療養に関わる支出になると思うんですが、ここにある説明のところに被保険者1人当たり30万3,225円とあります。昨年度の予算書では32万6,022円となっているので約7%減ということになっています。被保険者が減るということもあるのと、1人当たりの給付費でも7%って何かあったらすぐ変動するぐらいなのかもしれませんけれども、全体としての流れの中でこういうふうに予測をしておられるということではないでしょうか。

石川市民課長 県の給付の見込みという話の中では、あくまでも滑川市においての実績を基に算定をさせていただいている部分がございます。これにつきましてはあくまで納付金ではございませんで、うちとして給付費は幾らになりますかという話になりまして、精査しましたところ、昨年度よりも1人当たり2万2,000円余りの減となったというものでございます。

今確かに人数も少なくなってきた中で、1人当たりの影響額というのは確かに大きくぶれるケースはあるんですけれども、基本的には入院が増えれば当然金額も跳ね上がる部分がございますので、そこら辺も適切に見込んでいきたいなという思いの中で、令和3年度の積算につきましては30万3,000円ほどの金額になったというもので

ございます。

古沢委員 昨日、健康センターのところでも話していましたが、滑川市みたいに被保険者もそれほど多くない、財政規模もそれほど大きくないところになると、重篤な患者が1人、2人発生して医療費が大きくなると跳ね上がると。今言われるように、1人当たりの与える影響が非常に大きいということになると思うので、特に去年、今年にかけては、コロナ禍ですから不確定要素が非常にたくさんあって難しいところだと思うんですが、早め早めの健診も含めて段取りをしていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、161ページの第3款県支出金の第1項、県補助金の2節、一番上のやつですけど、保険給付費等特別交付金、これはいわゆる努力支援分というふうに記憶しているんですが、それで合っていますか。

石川市民課長 それでは第1点目の、早めの健診等々というお話についてですが、私もも重篤化されて医療費がかかることを少しでも避けたい、コロナ禍におきましても極力健診に努めていただきたいと思います。通院しているから健診はいいがやと結構聞かされたりするんですけども、そうではなくて、あくまでも健診は健診で受けていただきたいということを医師会を通じてお願いをしている状況でございます。

例えば透析ですとか、そういう重篤な臓器的なものになれば当然医療費が跳ね上がりますので、早く見つかっていただいて早く手を打つというための健診対策、そういうのは引き続き努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の161ページの保険給付費等特別交付金の中につきましては、当然、保険者の努力支援制度分も含まれているものではございますが、それ以外にも県の負担部分としての繰入金相当分もございます。

古沢委員 予算書ベースで、去年から見ると600万円ぐらい増えることになっているんですが、これは何か要因があるんですか。

石川市民課長 こちらのほうは努力支援制度分とかそういったものの増えではなくて、その中の1つにございます県繰入金相当分ということで、各種システム改修ですとか、そういったものの負担部分として県からもらえるという部分がございますので、そういったものが増えているというのがございます。

古沢委員 分かりました。

大浦委員 165ページの歳出の中の一般管理費が1,200万円弱減っています。令和3年度

はないようですけども、昨年情報化推進等補助金があったというふうに認識しています。事務費のほうも大体半分になっていて、情報化推進等補助金が生かされてこういった事務費が減っているのかと思ったんですけど、どうですか。

石川市民課長 それではお答えします。

昨年度は一般管理費の中に、情報化推進のシステム改修費がありました。これにつきましてはオンライン資格確認システムの導入ということで、本来であれば今年の3月から使えるはずだったんですが、マイナンバーカードを保険証としても使えるように連携を行います。また、国保の被保険者番号に、家族内での枝番をつける、そういう改修が令和2年度で完成して、その部分が令和3年度ではなくなるということで減額となっているものでございます。

大浦委員 あと、繰入金の予算というのはどうやって決まるのかお聞かせ願いたいと思います。

石川市民課長 一般会計からの繰入金というような形でよろしいでしょうか。

大浦委員 はい。

石川市民課長 まず1番目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対し保険税の軽減をかけております。その保険税の軽減をかけるにあたり、県が4分の3、市が4分の1それぞれ負担按分を入れている部分でございます。7割、5割、2割軽減をかけておりますけれども、その減額部分を負担している部分の繰入れでございます。

2番目の職員給与費等繰入金については、職員の給与費、それから事務費に係る繰入れでございます。

3番目は、読んで字のごとく出産育児一時金ということで支給しておりますけれども、出産なさいました人数相当分に対しての負担を入れております。

次のページの4番目、財政安定化支援事業繰入金につきましては、普通交付税算定挿入ということで、年齢構成差によりまして給付の増高等の一定割合に応じて繰入れしているものでございまして、基本的には制度的に繰り入れるものでございます。

原委員長 ほかに。

(質疑する者なし)

原委員長 ないようでありますので、次に進みたいと思います。

次に、議案第3号 令和3年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

原委員長 ないようでございますので、これより質疑に入ります。

滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は挙手の上、発言を願います。

古沢委員 説明を私が聞き間違えているかと思って聞くのですが、この後期高齢医療保険の対象になる人は5,200どれだけだったかな。

石川市民課長 令和3年度の予定は5,282人です。

古沢委員 滑川市から1人職員が広域連合へ行っておられたんやちゃね。

石川市民課長 市から1名広域連合の組合のほうに職員を派遣しております。

開田委員 そういうこと知らんがけと思われるかもしれませんが、ごめんなさい。所得の多い方は窓口負担が3割になっていますが、所得の多い人と少ない人の負担の差、1割とか3割の差の所得の基準は。

石川市民課長 被保険者が1人の場合は被保険者の収入額が383万円未満の場合、同一世帯に人が被保険者も入れて2人以上の場合は被保険者の収入合計額が520万円。それから、同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合は被保険者と70歳以上75歳までの収入の合計額が520万円以上ということ、世帯の状況等々でも若干違いはありますけれども、そういう所得基準でやっております。

開田委員 誕生日が過ぎたら金額が替わりますよと言われた、その基準ですよ。

石川市民課長 後期高齢に変わられて下がる方もおられれば、そのまま現役世代と同等の扱いで3割負担となられる方もおいでます。

開田委員 分かりました。

原委員長 ほかに。

(質疑する者なし)

原委員長 では次に進みます。

議案第4号 令和3年度滑川市介護保険事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

原委員長 ないようであります。

これより質疑に入ります。

滑川市介護保険事業特別会計予算について質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

古沢委員 さっき国保でもお聞きしたんですが、令和2年度末での基金残高の見直しをお願いします。

石川福祉介護課長 2億128万2,000円です。

古沢委員 国保の場合も基金残高はこれくらいという考え方があると思うんですが、介護保険の場合には、基金を持っている理由と目的というか、2億円ぐらいが適当なのかどうなのかなどの考え方をお願いしたいと思います。

石川福祉介護課長 介護保険の場合は常に3か年を1期として計画を立てていきまして、その3か年でちょうど収支均衡されればよいという形ですので、もともと基金を多く持つという考え方はしておりません。本来であればプラスマイナスゼロでもいいぐらいなんですけれども、予算書で言いますと198ページの国庫支出金の一番上の調整交付金が、うちの場合は介護給付費の5%相当よりも少し低くしか入ってこないものですから、それを補完するとか、そうで考えると少し基金も持っておいたほうがいいのかなというところかなと思います。

古沢委員 さっきおっしゃったように今度第8期になるわけですけども、ちらっとおっしゃったのは、3年間トータルですよ。だから、この後、3年度、4年度、5年度を見据えて、計画に基づいてだと思っただけで、被保険者の数と介護保険料のサービスの度合いを3年度トータルで、俗な言葉で言うとペイできる基金を持っていたいと。保険料は3年間基本的に変わらないので、ということでもいいですか。

石川福祉介護課長 はい、そうです。3年間でちゃらになるという考え方です。

大浦委員 未定稿の中に認定調査等費1,365万円とあるんですけども、その中では主治医意見書作成料等が主なのかなと思うんですけども、どれぐらいを見ていらっしゃるのでしょうか。

石川福祉介護課長 785万円ほどです。

大浦委員 その被保険者数はどれぐらいを想定されているんですか。

石川福祉介護課長 令和3年9月末の認定見込み者数で1,765人です。

大浦委員 分かりました。

同じようなことなんですけど、保険給付費のところの高額介護サービス等費、上限

を超えた分を払い戻せる制度とあるんですけど、過去の実績の件数はあるんですか。それで予算化されていると思うんですけど。

石川福祉介護課長 払戻しというのは高額介護サービスという意味でしょうか。

大浦委員 このサービスの払戻しを受けた方の数ということなんですけど。この5,151万円は払戻しに充てられる予算なのかなと思うんですけど。違っていませんか。

石川福祉介護課長 合っております。毎月サービスに対して支払いをして、それが利用者限度額を超えたときにそれをお返しするということです。

大浦委員 令和2年度であったり元年度であったり、その払戻しをされた件数はどれぐらいなのかなという質問だったんですけど。

石川福祉介護課長 毎年払戻しをしている金額の合計額をベースに推定していますので、申し訳ありません、人数のデータがここにはありませんので。

古沢委員 単純で初歩的なことを聞いて申し訳ないんですが、介護サービス事業勘定のほうで、予算書で言うと215ページから始まって216ページの一番上、サービス事業勘定はほとんどこれなんですけど、介護予防サービス計画費収入が823万3,000円の見込みで、歳出が217ページの介護予防サービス計画費で677万4,000円になっているんですが、この間の説明のときにこれは外部委託分だというふうにお聞きしたと思っています。間違っていたら教えてくださいね。介護予防サービス計画費収入というのは、計画をうちで作って、その部分の費用が入ってくると。いわゆるケアプランですよ。一方で、歳出のほうは外部委託費分ということで、これは外部で委託をして作ってもらって支払いするお金ということになると、実際作っているのはこの差額分ということではないんですか。

石川福祉介護課長 委員がおっしゃるとおりです。収入のほうは委託している分と包括支援センターで作成している分を全部含めて入ってくる分、歳出のほうは委託している分ということになりますので、その差し引きが包括支援センターの作成部分でございます。

古沢委員 実際につくっている部分。

石川福祉介護課長 はい、そうです。

古沢委員 これは1人でやっておられる。

石川福祉介護課長 職員及び会計年度任用職員で作成しております。

古沢委員 ちなみに、単純に言えないのかもしれないけど、何人分というか何件分とい

うか。

石川福祉介護課長 令和3年度予算では795件分です。

古沢委員 それで823万3,000円ですね。

石川福祉介護課長 違います。収入のほうで言うと、新規65件と継続1,800件で合わせて1,865件分。委託分が1,070件で、差引き包括分が795件分です。

古沢委員 差引き795件ね。

石川福祉介護課長 そうです。

原委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

原委員長 それでは、次に進みたいと思います。

議案第5号 令和3年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

原委員長 ないようであります。

これより質疑に入ります。

滑川市工業団地造成事業特別会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

(質疑する者なし)

原委員長 ないようでありますので、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時10分から再開いたします。

午後1時58分休憩

午後2時07分再開

原委員長 皆さんおそろいでございますので、再開をいたします。

それでは、議案第6号 令和3年度滑川市水道事業会計予算の審査に入ります。

なお、付託された予算案につきましては全体委員会で説明を受けておりますので、当委員会での説明はしないことといたします。

ただ、当局のほうから何か追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

原委員長 ないようでございます。

これより質疑に入ります。

滑川市水道事業会計予算について質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は挙手の上、発言を願います。

岩城委員 この前説明しておられたのかもしれないけども、250ページの営業費用のところ
で、今年度2,500万円ほど予定額が少なくなっている要因ちゃ何やったか。

長瀬上下水道課長 減価償却費ですね。253ページですけど、来年度は減価償却費が約
1,400万円減額しているところが大きな要因でございます。

岩城委員 減価償却費以外では何かあるのか。

長瀬上下水道課長 252ページ、253ページの総係費でございます。賃貸料ですが、令和
2年度に上下水道料金システムを更新しまして、これで500万円ほどかかっております
が、更新しましたもので、令和3年度にはその費用が発生しないということでござい
ます。

岩城委員 分かりました。

大浦委員 老朽管等更新事業で、未定稿に3年度は吾妻町とか菰原、栗山とあるんです
けど、この地区なり町内を選ばれた理由について説明いただきたいんですけど。

長瀬上下水道課長 一番古い管が吾妻町から寺家小学校、田中小学校の前の県道のほう
にございます。これの更新で、平成29年度から横道の配水池から田中小学校まで配水
本管の整備を進めてまいりました。それについては平成30年度に完了しましたので、
それを受けまして昨年度、今年度と佐々井タクシーから橋場、あと寺家小学校の横を
整備しました。来年度は今言いました吾妻町から田中小学校の老朽管の更新をしたい
ということです。あと、漏水の多い箇所、古い箇所である菰原、栗山、赤浜を今年度合
わせて実施していくものでございます。

大浦委員 分かりました。

あと、延長距離約2.7キロとあるんですけども、今の水道事業会計の予算上、老朽管
事業に充てられる延長距離は毎年大体この程度だという認識でよろしいですか。

長瀬上下水道課長 予算的に見れば2キロから2.5キロぐらいだと考えております。

原委員長 ほかに。

(質疑する者なし)

原委員長 それでは次に進みたいと思います。議案第7号 令和3年度滑川市下水道事
業会計予算の審査に入ります。

当局から追加して説明があればお願いいたします。

(特になし)

原委員長 ないようであります。

これより質疑に入ります。

滑川市下水道事業会計予算について、質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

青山委員 今年度のキャッシュフロー計算書を見させていただきますと、現金は期末残高で1万円も増えていないんですけど、一応808万9,000円に増加しております。去年、多少現金がストックされていて9,000万円ぐらい貸借対照表に残っているということで、ひょっとしたら来年度あたりには一般会計負担金の補助金が減るんじゃないかという話をしていたと思うんです。今回は5億4,967万円と未定稿に書いてありますけど、前年度はお幾らでしたでしょうか。昨年と比較だけ出してもらえば。

長瀬上下水道課長 6億4,263万円です。

青山委員 ということは、この年は9,000万円分、いわゆるストックが大きかったものだから要らなくなったという判断でよろしいですかね。

長瀬上下水道課長 この減のつきましては、使用料の増と、大きいものでは企業債利子の返還の減によるものでございます。あと、今回の3月補正予算で他会計補助金のほうで5,800万円ほどの減額を出しております。これにつきましては、平成29年度と平成30年度の収支の精査をしまして、一般会計から多く繰り入れている分につきましては、今年度予算で削減する清算をすることで補正予算を出しております。今後も清算決算はありまして、ちょっと時期がずれますが、清算していくこととしております。

青山委員 たしか昨年、いわゆる余剰金が出ていると。要は、一般繰り出しが6億幾らずっと出している中で残金が残っている状態になっていますよということ、今後どうされるんですかと質問したんです。3月の補正のところで調整をして、今年度はその調整に基づいた実績で5億5,000万円弱という考え方ですね。

長瀬上下水道課長 それにつきましては、その年度で収入増とか、使用料の増とか、あと支出の不用額等がでる。それに対して清算ということで、今年の予算は収支バランスで投入して、最終的に決算等を加えて2年後に清算していく形になると思います。

青山委員 見込みとしては、つないでいる箇所もだんだん増えて延長を増やすということとは、下水道会計に関する収入が増えていくということだと思っただけですね。今、微減

ではあると思うんですけども、最終的に一般会計からの負担金は減っていくという判断ですかね。

長瀬上下水道課長 一応、企業債の償還とかピークがございますので、一概には言えませんが、使用料が増額になればその分一般会計の負担は少なくなってくると考えているところです。

青山委員 今、一般会計負担金と補助金の収入について理解させていただきました。

整備地区等々が終わって行って、新たにこうやって今、収益的収支の支出だとかいろいろ出てきていますけれども、今後また起債を発行してやっていかなきゃいけない事業というのはどれほどあるものなんですか。

長瀬上下水道課長 今、処理場の改築更新をしております。さらに管も古くなれば改築更新が出てきます。これについては国費と企業債を充てています。

青山委員 ということは、今もやっているんでしょうけれども、管の敷設替えのときは、旧滑川町部からまた順繰り順繰りということによろしいんですよね。

長瀬上下水道課長 基本的には古いものからですが、調査点検をして必要な箇所からということになると思います。

青山委員 今の例えば塩ビのああいう感じの管で耐用年数は40年、60年ぐらいですかね。

長瀬上下水道課長 下水道管につきましては50年となっております。

青山委員 最初に敷設されたああいった鉄管みたいなものは何年ですか。

長瀬上下水道課長 種別関係なく、法定耐用年数については50年となっております。

青山委員 法定ということですよ。結局、傷みが早いところは順次換えていくしかないという認識でいいですよ。

長瀬上下水道課長 今古いもので39年経過ということございまして、50年とすれば11年後から始まってくるということになります。

青山委員 わかりました。全体像が見えましたのでこれで大丈夫です。

原委員長 ほかに。

大浦委員 老朽化した浄化センターの設備更新とあるんですけど、なかなか浄化センターって目で見られるようなものではないので、どういった設備を更新されるのかお聞かせください。

長瀬上下水道課長 来年度の施設の更新ということですね。これにつきましては、第3中継ポンプ場に、入った汚水をポンプで処理場まで送る、その手前でごみとか草とか

を取り除く自動除塵機という装置がございまして、これが平成2年供用開始で30年経過しているということで、更新をするものでございます。

大浦委員 そしたら、その1か所というか、単年度事業という認識でよろしいですか。

長瀬上下水道課長 これにつきましては、1億2,500万円だったと思うんですけど、予算書で債務負担行為をかけておりまして、来年度、再来年度の2か年で更新する予定としております。

原委員長 ほかにありませんか。

(質疑する者なし)

原委員長 ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。

この後、委員間で討議を行いますので、委員の方はこのままお待ちください。当局の方は一旦職場に戻っていただきまして、再開につきましては事務局から担当部長を通じてご案内申し上げます。よろしくお願いいたします。

(当局退席)

原委員長 それでは、議案第1号について議員間での協議を始めたいと思います。

浦田委員から議案第1号の修正案が提出されました。今お配りしております。

(資料配付)

原委員長 お手元に修正案が届いたかと思えます。

浦田委員より修正案の説明をお願いいたします。

浦田委員 今ほど委員長のほうから説明がありましたが、私のほうからお手元に今配付しました資料に基づいて、議案第1号 令和3年度滑川市一般会計予算、事業名、中滑川駅前エリア整備事業に係る10億4,411万7,000円を削減する修正案を提出させていただきたいと思っております。

委員長のほうからは説明をとということだったんですが、後程、採決前にまた同じように話すので省略しましょうか。

原委員長 いや、説明していただいて結構です。

浦田委員 後ほどまた提案理由説明を述べさせていただきますので、同じ文面になろうかと思いますが、説明をさせていただきます。

この中滑川駅前エリア整備事業につきましては、これまでも多くの問題点が指摘されてまいりました。まずは、これまでの経緯について簡単に述べさせていただきます。

平成30年9月に、市議会中滑川駅周辺整備検討特別委員会から中滑川駅周辺の整備

に関する提案書が提出されております。その中には、皆さんご存じのとおり、中滑川駅周辺の公共施設との統合や機能集約を図られるよう提案するということが盛り込まれているところであります。

令和元年1月には中滑川駅周辺地区整備基本構想が発表され、その内容は駅前広場、憩い、交流、駐車 of 4つのエリアに分け、「憩い」と「交流」をコンセプトに2階建ての交流施設、並びに別棟には防災用備蓄倉庫設置の構想であったわけです。

令和元年3月定例会において、中滑川駅前再開発事業費の測量業務と設計業務に関する予算1,000万円が上程されたところではありますが、地元の理解がまだ得られていない、そしてまた基本構想の再考をという理由で、賛成少数で否決されたところでもあります。ところが、3か月後の令和元年6月定例会において、中滑川駅前再開発事業費の補正予算1,000万円が同様の内容で再上程され、なぜか賛成多数で可決承認された次第です。

令和2年5月には、中滑川駅周辺地区整備事業基本設計の概要が発表されました。それによりますと、3階建てに変更され、1階がにぎわい交流施設、2階には備蓄倉庫、そして3階には多目的ホール、そして2階、3階は災害時の避難施設となることとなりました。そしてまた、令和2年8月、その内容の一部修正ということで、施設レイアウトの一部変更が発表されております。

また、令和2年10月には、国土交通省より社会資本総合整備計画の変更が承認され、令和2年11月には改めて中滑川防災施設等の平面図が発表され、その内容においても、またまた施設レイアウトの一部変更がされたところでもあります。

そしてまた続いて、今年に入りまして、令和3年2月には施設レイアウトの大幅変更が発表され、今定例会において中滑川駅前エリア整備事業の予算計上となったところでもあります。

これらの経緯の中で多くの問題点が指摘されてまいりました。今定例会にもその問題点について、そしてまた、多くの市民からの素朴な疑問点も含めて質問をさせていただいたところでもあります。しかしながら、その答弁内容につきましてはとても納得できるものではなく、その理由について何点か申し上げたいと思います。

1つ目は、前置きのとおりです。幾たびかの設計変更、申請変更等により事業内容が二転三転し、コンセプトが軽薄化しており、その経過の中にあっても、決して市民のコンセンサスが得られているとは思えない。また、施設設計に際しましても実際の

利活用について議論が尽くされているとは思えないのであります。

2つ目は、当市も近い将来、人口3万人を割り込むことが想定される人口減少時代にあって、また財政も年々厳しさが増し、ましてやこのコロナ禍にあって、10億4,000万円余りの巨額の事業予算を注ぎ込み、そしてまた、これから毎年、運営費、維持管理費で約2,800万円を負担していかなければならない。単なる中途半端ながらんどうの箱物を建設する今回の事業は、緊急性のある最優先すべき事業なのか、そしてまた必要不可欠で価値ある施設整備事業なのか、改めて検討する必要があると思われま。

3つ目は、1階はにぎわい創出空間と位置づけ、テナントが入るとのことですが、集客は見込まれるのか、採算性が見込まれるのか、継続的に安定した店舗経営ができるのか、これまた全く不透明であります。本当にマーケティング調査がなされての事業なのか、ましてや、皆さんご存じのとおり、農協会館と併設しておりましたスーパーマーケットや飲食等の店舗が撤退していったのはなぜか、しっかりと検証した上での事業計画なのか、これもまたしっかりと検討する必要があるだろうと考えております。

4つ目は、2階、3階は避難施設としての位置づけで、普段は多目的ホールや貸室、ダンスホール、そして調理スタジオとして利用貸出しとのことですが、そのそばの近くに市民交流プラザがあるわけですが、そこにも全く同様の類似施設があります。そしてまた競合することになります。共倒れの懸念もあることから、このように隣接して全く同様の施設が3万3,000市民の当市に必要なのか、また同様施設がなければならぬほど利用する必要があるのか、中滑川駅の現在の利用者状況調査も含めて、しっかりと市場分析をされての事業計画なのか検討する必要があるだろうと思っております。

5つ目は、国の補助金の関係から避難拠点施設としての位置づけとされております。当市において他に浸水想定以外の土地、敷地がないのであれば別でございますが、なぜわざわざ浸水地点として指定されている場所に施設を建設されるのか。また、当初別棟1階建ての防災用品備蓄倉庫の予定だったわけですが、なぜわざわざ利便性の悪い非効率な施設の2階に設置しなければならないのか、これこそ非常識な発想であって、防災意識の欠如としか考えられないのであります。

そして6つ目は、これからの人口減少、財政状況、何よりもコロナ禍後の社会情勢の変化の時代にあって、今後ますます公共施設の機能集約、統廃合並びに一層の公共

施設のランニングコストの削減が行政マネジメントに求められることから、また、中滑川駅周辺整備検討特別委員会より提出された中滑川駅周辺整備に関する提案書の提言内容を私は堅持するとともに、時代の先を見据えて、次世代にツケを回さないよう、負の資産を残さないよう、改めて公共施設の在り方を検討する必要があるものと考えております。

以上6点申し上げました。これらの観点から減額修正案を提出するものであります。議員各位には責任ある判断をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

原委員長 ありがとうございました。

今の修正案の説明につきまして皆さんからご質疑ありませんでしょうか。

(質疑する者なし)

原委員長 ないようでございますので、この後の流れについて事務局より説明をさせていただきます。

永田主幹 それでは、この後の段取りについて説明いたします。

浦田委員から修正案の提出があったということで、一旦、暫時休憩していただいて準備を行います。準備ができ次第、委員会を再開し、議案第1号の修正案を当局側に配付いたします。

まず浦田委員より、議案第1号の修正案について提案理由の説明を求めます。その後、修正案についての質疑に入ります。質疑終了の後、討論に入ります。討論を終結した後、採決に入ります。採決は、修正案が出ておりますので分離採決ということになります。まず、議案第1号の修正案について挙手により採決をいたします。浦田委員の修正案に賛成の方の挙手を求めることとなります。修正案が可決された場合には、修正議決した部分を除く原案についての採決となります。修正案が否決された場合は、原案について採決ということになります。第1号の採決が終わった後は、その他の議案について一括して採決を取るという形になります。

以上です。

原委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明に対しましてご質疑ありますか。

(質疑する者なし)

原委員長 ないようでありますので、暫時休憩をいたします。修正案提出の準備が整い次第、再開いたしたいと思えます。

じゃ、当局を呼ばなきゃいけないものですから、午後 2 時 50 分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

午後 2 時 36 分休憩

午後 2 時 49 分再開

原委員長 それでは、会議を再開いたします。

浦田委員より議案第 1 号についての修正の動議が提出されておりますので、修正案を配付いたします。

(資料配付)

原委員長 それでは、提出者の浦田委員より提案理由の説明を求めます。

浦田委員 それでは、私のほうから説明させていただきます。

議案第 1 号 令和 3 年度滑川市一般会計予算、事業名「中滑川駅前エリア整備事業」に係る 10 億 4,411 万 7,000 円を削減する修正案を別紙のとおり滑川市議会会議規則第 97 条の規定により提出いたしますので、その提案理由について説明を申し上げます。

この中滑川駅前エリア整備事業につきましては、これまでも多くの問題点が指摘されてまいりました。まずは、これまでの経緯について少し簡単に述べさせていただきますと思えます。

平成 30 年 9 月に市議会中滑川駅周辺整備検討特別委員会から中滑川駅周辺整備に関する提案書が提出され、その中には「中滑川駅周辺の公共施設との統合や機能集約を図られるよう提案する」というふうに盛り込まれているところであります。

令和元年 1 月には中滑川駅周辺地区整備基本構想が発表され、その内容は駅前広場、憩い、交流、駐車の 4 つのエリアに分け、「憩い」と「交流」をコンセプトに 2 階建ての交流施設、並びに別棟には防災用備蓄倉庫設置の構想であったわけであります。

令和元年 3 月定例会において、中滑川駅前再開発事業費の測量業務と設計業務に関する予算 1,000 万円が上程されましたが、地元の理解がまだ得られていない、そしてまた基本構想の再考をとる理由で、賛成少数で否決されたところであります。ところが、3 か月後の令和元年 6 月定例会において、中滑川駅前再開発事業費の補正予算 1,000 万円が同様の内容で再上程され、なぜか賛成多数で可決承認されたところであります。

令和2年5月には、中滑川駅周辺地区整備事業基本設計の概要が発表されました。それによりますと、3階建てに変更され、1階がにぎわい交流施設、2階には備蓄倉庫、そして3階には多目的ホール、そして2階、3階は災害時の避難施設となるとのことでした。また令和2年8月には、施設レイアウトの一部が変更され発表されたところであります。

また、令和2年10月には国土交通省より社会資本総合整備計画の変更が承認され、令和2年11月には改めて中滑川防災施設等の平面図が発表され、その内容は、またまた施設レイアウトの変更ということでした。

そして、今年に入り、続いて令和3年2月にも施設レイアウトの大幅変更が発表され、今定例議会の中滑川駅前エリア整備事業の予算計上となったところであります。

これらの経過の中で多くの問題点が指摘されていることから、私も今定例議会において、その問題点等について、そしてまた市民の素朴な疑問点も含めて質問をさせていただいたところであります。しかしながら、答弁内容においては納得できるものではなく、そしてその理由について何点か申し上げたいと思います。

1つ目は、これまでの前置きのとおり、度重なる設計変更、申請変更等により事業内容が二転三転し、コンセプトが軽薄化しており、その経過の中にあっても、決して市民のコンセンサスが得られているとは思えなく、また施設設計に際しましても実際の利活用について議論が尽くされているとは思えないのであります。

2つ目は、当市も近い将来、人口3万人を割り込むことが想定される人口減少時代にあって、また財政も年々厳しさが増し、ましてやこのコロナ禍にあって、10億4,000万円余りの巨額の事業予算を注ぎ込み、そしてまたこれから毎年、運営費、維持管理費で約2,800万円を負担していかなければならない、そのような単なる中途半端ながらんどうの箱物を建設する今回の事業は、緊急性のある最優先すべき事業なのか、そしてまた必要不可欠で価値ある施設整備事業なのか、改めて検討する必要があると考えられます。

3つ目は、1階はにぎわい創出空間と位置づけ、テナントが入るとのことですが、集客は見込まれるのか、採算性が見込まれるのか、そして継続的に安定した店舗経営ができるのか、これがまた不透明であります。本当にマーケティング調査がなされての事業なのか、ましてや以前、農協会館と併設していたスーパーマーケットや飲食等の店舗がなぜ撤退していったのか、しっかりと検証した上での事業計画なの

か、これもまた検討する必要があるものと考えられるところでもあります。

4つ目は、2階、3階は避難施設としての位置づけで、普段は多目的ホールや貸室、ダンススタジオ、調理スタジオとして利用貸出しとのことですが、そのそばの近くに市民交流プラザにも全く同様の類似施設があり競合するわけでもあります。そして、共倒れの懸念もあることから、このように隣接して全く同様の施設が3万3,000市民の当市に必要なのか、また同様施設がなければならぬほど利用する需要があるのか、中滑川駅の利用者状況調査も含め、しっかりと市場分析をされての事業計画なのか、これもまた検討する必要があるだろうと思っております。

5つ目は、国の補助金の関係から、避難拠点施設との位置づけにされておりますが、当市においてほかに浸水想定以外の土地、敷地がないのであれば別でございますが、なぜわざわざ浸水地点として指定されている場所に施設を建設されるのか。また、当初別棟、そして1階建ての防災用品備蓄倉庫の予定だったのが、なぜわざわざ利便性の悪い非効率な施設の2階に設置しなければならないのか、これこそ非常識な発想であって、防災意識の欠如としか考えられないのであります。

そして6つ目は、これからの人口減少、財政状況、何よりもコロナ禍後の社会情勢の変化の時代にあって、今後ますます公共施設の機能集約、統廃合並びに一層の公共施設のランニングコストの削減が行政マネジメントに求められることから、また、中滑川駅周辺整備検討特別委員会より提出されました中滑川駅周辺整備に関する提案書の先ほど申し上げた提言内容を私は堅持するとともに、時代の先を見据えて、次世代にツケを回さないよう、負の資産を残さないよう、改めて公共施設の在り方を検討する必要があると考えられるところでもあります。

以上6点申し上げました。これらの観点から減額修正案を提出いたしますので、議員各位には責任ある判断をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

以上です。

原委員長 それでは、議案第1号に対する修正案について質疑に入ります。

議案第1号 修正案についてご質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

原委員長 ご質疑がないので、これにて質疑を終結いたします。

引き続き討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

原委員長 ないので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

修正案が提出されておりますので、分離して採決を行います。

議案第1号 令和3年度滑川市一般会計予算について採決を行います。

まず本件に対する浦田委員から提出された修正案について挙手により採決いたします。

浦田委員より提出された本修正案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

原委員長 賛成少数。よって、本修正案は否決されました。

午後2時59分議決

原委員長 次に、原案について挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

原委員長 賛成多数。よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午後3時00分議決

原委員長 次に、議案第2号から議案第7号までの6議案について一括して採決を行います。

議案第2号 令和3年度滑川市国民健康保険事業特別会計予算

議案第3号 令和3年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第4号 令和3年度滑川市介護保険事業特別会計予算

議案第5号 令和3年度滑川市工業団地造成事業特別会計予算

議案第6号 令和3年度滑川市水道事業会計予算

議案第7号 令和3年度滑川市下水道事業会計予算

議案第2号から議案第7号までの6議案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

原委員長 賛成全員。よって、議案第2号から議案第7号までの6議案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

午後 3 時01分議決

原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時01分閉会